

# 協 定 書 ( 案 )

申請者と国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所長(以下「事務所長」という。)は、太田川河川事務所管理区域における維持管理行為の活動を協力して進めるため、次のとおり協定を交わす。

## 総 則

( 目 的 )

第 1 条

この協定は、地域の共有財産である河川空間が、「学びの場」「憩いの場」「遊びの場」にふさわしい環境として保全・整備されるとともに、申請者はもとより利用者が河川への愛着心を深める為に、官民が連携して維持管理を行うことを目的とする。

( 実施区域 )

第 2 条

「河川の維持管理行為申請書(案)」のとおりとする。

( 実施期間 )

第 3 条

「河川の維持管理行為申請書(案)」のとおりとする。

( 実施内容 )

第 4 条

1. 河川の維持管理行為申請書(案)」のとおりとする。
2. 申請者は、活動中に堤防の異常や工作物の破損を発見した場合等には、速やかに事務所長へ報告をするものとする。
3. 事務所長は申請者が除草機械の利用を希望する場合には、太田川河川事務所所有の除草機械を使用させることとする。

( 留意事項 )

第 5 条

申請者は活動に当たって、以下の点に留意して行うものとする。

1. 使用する除草機械は、適正に利用、保管すること。
2. 活動によって生じたゴミは、適正に処分すること。

( 責任の所在 )

第 6 条

協定に基づく活動中の事故または第三者との紛争は、申請者の責任において対処するものとする。

( 協定の解除 )

第 7 条

事務所長は、申請者がこの協定書その他の法令に従わず、本協定の申請者としてふさわしくないと認められる時は、協定を解除することができることとする。

(その他)

第8条

1. 事務所長が、除草機械について、必要に応じて実地調査を行い、もしくは所要の報告を求め、または当該機械の維持、管理及び返納に関して必要な指示をするときは、申請者はこれに応じることとする。
2. この協定は、申請者の実施区域内の占有権を保証するものではないこととする。

(疑義)

第9条

この協定に定めのない事項または疑義が生じた場合は、双方が協議して定めるものとする。

## 除草機械の使用

(第4条3項に基づく除草機械の使用条件)

第10条

1. 第4条3項に基づき除草機械を使用する申請者は、第11条、12条、13条、14条を遵守し除草機械を使用しなければならないこととする。
2. 事務所長が特に必要があると認めて貸付期間満了前に除草機械の返納を命じた際には、申請者はその指示に従って除草機械を返納することとする。

(引き渡し返納)

第11条

1. 申請者は、除草機械の引き渡しの際には「協定締結通知書(案)」を提示することとし、事務所長は当該通知書を確認した後、引き渡しを行うこととする。
2. 申請者と事務所長は、互いに除草機械が良好に稼働することを確認した後に、引き渡し、返納を行うこととする。
3. 除草機械の引き渡し、返納に要する費用は申請者において負担することとする。
4. 申請者は、貸付期間満了時まで返納することとする。
5. 第7条に基づき協定を解除した場合には、申請者は除草機械については事務所長の指示に従って返納することとする。

(安全の確認)

第12条

申請者は自らの責任において、使用前に除草機械の安全を確認しなければならない。なお、確認時において除草機械の異常が確認された場合には、事務所長に報告を行うこととする。

(弁償の責任)

第13条

申請者の故意または重過失により、除草機械に故障破損が生じた場合および亡失した場合には、申請者は弁償の責任を負うこととする。

(禁止事項)

第14条

1. 申請者は事務所長の許可なく除草機械を改造、修繕、その他現状を変更することをしてはならない。
2. 申請者は除草機械を転貸し、又は担保に供してはならない。

3. 申請者は除草機械を、「河川の維持管理行為申請書（案）」の申請目的以外のために使用してはならない。
4. 申請者は除草機械を「河川の維持管理行為申請書（案）」の申請実施場所以外の場所にて使用してはならない。